

～線路内に落下した石に列車が衝突して脱線した事故～

鉄道事業者名：四国旅客鉄道株式会社

事故種類：列車脱線事故

発生日時：令和4年8月25日 18時31分ごろ

発生場所：高知県四万十市

予土線 半家駅～江川崎駅間（単線）

北宇和島駅起点36k174m付近

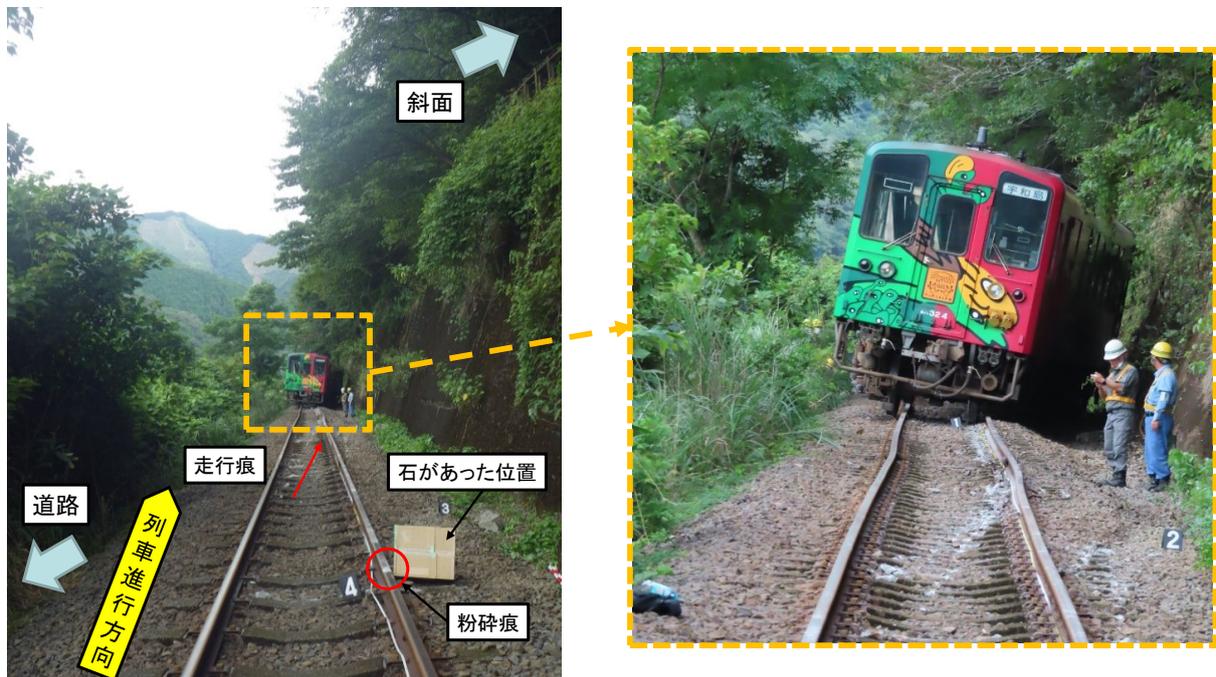
<概要>

四国旅客鉄道株式会社の窪川駅発宇和島駅行き1両編成（ワンマン運転）の下り第4827D列車は、令和4年8月25日（木）18時31分ごろ、半家駅～江川崎駅間の直線区間を速度約70km/hで走行中、列車の運転士が前方に約70cmの大きさの石を認め、非常ブレーキをかけたが、列車は石に衝突し、その後約65m走行して停止した。

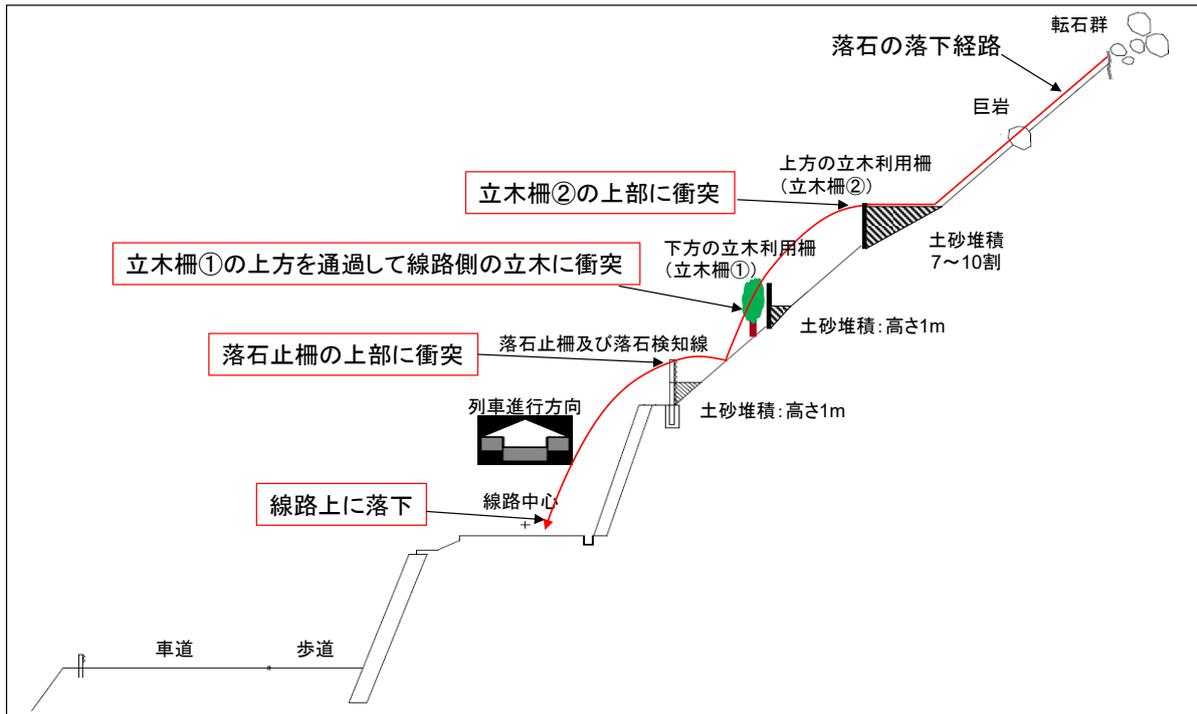
停止後に運転士が列車を確認したところ、前台車全軸及び後台車後軸が脱線していた。

列車には、乗客5名及び運転士1名が乗車しており、乗客1名が軽傷を負った。

<事故現場の状況>



<想定される落石の落下経路>



<原因>

本事故は、斜面から軌道に落下していた石に列車が衝突したため、前台車前軸右車輪がレール右方向に乗り上がり、脱線したものと推定される。

斜面から石が落下したことについては、斜面上の転石群の石が経年的な風化により落下した可能性が考えられる。

<必要と考えられる再発防止策>

- (1) 立木利用柵の土砂堆積の解消及び修復
土砂堆積を解消して立木利用柵を修復し、有効な高さを確保することにより、立木利用柵が機能する状態に復旧する必要がある。
- (2) 立木利用柵の新設
(1)の立木利用柵の土砂堆積の解消が困難な場合には、新たに立木利用柵を設置する必要がある。
- (3) 落石止柵及び落石検知線のかさ上げ
事故現場付近においては落石止柵の高さが不足していたため、落石止柵のかさ上げを行い、併せて落石検知線の設置位置もかさ上げする必要がある。
- (4) 本事故発生箇所と同様な斜面の点検及び措置
本事故を踏まえて、同社は本事故発生箇所と同様な線路際の斜面に立木利用柵、落石止柵又は落石検知線が設置されている箇所を抽出し、これらの設備が有効に機能するかを点検するとともに、必要により土砂堆積の解消や設備の修復をする等の措置を講じ、事故の未然防止を図ることが望ましい。

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(https://www.mlit.go.jp/jtsb\)](https://www.mlit.go.jp/jtsb) より、鉄道事故調査報告書をご覧ください。